令和７年度における岡山県職員の職務に係る倫理の保持に関する状況等について

岡山県職員倫理条例第４条の規定により、令和７(2025)年４月１日から令和８(2026)年３月３１日までの間における岡山県職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策について、次のとおり公表します。

※下記において､｢条例｣とは｢岡山県職員倫理条例(平成１２年岡山県条例第６号)｣を「規則」とは「岡山県職員倫理規則（平成１２年岡山県規則第１１３号)」をいう。

１　倫理の保持に関する状況

項　目	件　数
夜間において利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすることについての届出の件数（規則第４条第２項第８号ただし書、第９号ただし書、第１０号ただし書)	１４７件
利害関係者と共に、自己の費用を負担しないで飲食をし、又は自己の費用を負担するかどうかにかかわらず、遊技、ゴルフ若しくは旅行をすることについての許可の件数（規則第４条第２項第１１号)	５件
１件につき 5,000 円を超える贈与等又は報酬の支払を受けた件数（条例第８条)	０件
岡山県職員倫理条例及び岡山県職員倫理規則の規定に違反したことによる懲戒処分の件数	０件

２　倫理の保持に関して講じた主な施策

（１）各所属長に対し、綱紀の保持、虚礼の廃止等について通知したこと。
（２）職員研修等において、職員倫理に関する講座を開催したこと。
（３）不祥事件の再発防止に向け、服務規律アドバイザーを任用し、職員からの相談を受けるとともに、綱紀粛正を図ったこと。

《参考》岡山県職員倫理条例第４条
知事は、毎年、職員の職務に倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について公表しなければならない。